

出 納 室

1. 指定金融機関の検査

市公金の適正な出納事務の実施を図るため、下記の金融機関に対して検査を行いました。

金融機関名	所在地	実施日
株式会社りそな銀行金剛支店	大阪狭山市金剛一丁目 1 番 19 号	令和 4 年 2 月 16 日

2. 収納代理金融機関の収納事務報告及び書面検査

地方自治法施行令第 168 条の 4 第 1 項の規定に基づき、市内 11 か所の収納代理金融機関に対し、収納事務現況調査報告書をもとに書面検査を行いました。

3. セミセルフレジの設置

現金を媒体とした新型コロナウイルス等の感染予防と利便性の向上を図るため、市役所内の指定金融機関派出所の閉鎖時に市税や保険料などの支払い窓口となっている出納室において、自動つり銭機の機能を備えたセミセルフレジを設置し、令和 4 年 3 月 25 日から本格稼働しました。

4. 支払情報検索システムの導入

本市と継続的又は定期的取引のある債権者（個人事業者を含む）が登録している口座へ市から振り込みをした場合に、これまで郵送していた「支払通知書」に代わり、市のホームページで支払日や金額の内容などを確認できるシステムを導入しました。